

健康診断管理一覧

健康診断名	対象者	実施時期	結果の記録	労働基準監督署への検診結果報告	関係条文	
健康診断	雇入れ時	常時使用する労働者	雇入れ時	なし	安衛則43条、44条の2、51条	
	定期	常時使用する労働者	1年以内ごとに1回、定期に実施	あり	安衛則44条、44条の2、51条、52条	
	海外派遣従事者	海外に6月以上派遣しようとする労働者及び当該派遣した労働者であつて一時的でなく再び国内で業務に就かせる労働者	あらかじめ	5年間保存 なし	安衛則45条の2、51条	
	結核	雇入れ時又は配置替え時、定期、海外派遣従事者の健康診断で結核の発病のおそれがあると診断された労働者	結核の発病のおそれがあると診断されたその後、および6月後	なし	安衛則46条の2、51条	
有機溶剤等健康診断	雇入れ時または配置替え時	有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務であつて、第一種、第二種にあつては屋内作業場等、第三種にあつてはシフト等の内部における業務に常時従事する労働者を雇入れるとき又は当該業務へ配置替えする時	雇入れ時 配置替え時	5年間保存	なし 有機則29条～31条	
	定期	有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務であつて、第一種、第二種にあつては屋内作業場等、第三種にあつてはシフト等の内部における業務に常時従事する労働者	6月以内ごとに1回、定期に実施		実施後、遅滞なく(おおむね1月以内)報告	
	緊急診断	労働者が有機溶剤により著しく汚染され、又はこれを多量に吸入したとき	速やかに		有機則30条の4	
鉛健康診断	雇入れ時または配置替え時	鉛業務に常時従事する労働者の雇入れ時又は当該業務へ配置替えのとき	雇入れ時 配置替え時	5年間保存	なし 鉛則53条～55条	
	定期	鉛業務に常時従事する労働者	6月以内ごとに1回、定期に実施(ほとんど付けの業務などは1年以内ごとに1回)		実施後、遅滞なく(おおむね1月以内)報告	
	異常時診断	労働者を鉛業務に従事させている期間又は鉛業務に従事せざるが4週間以内に、腹痛の症状、四肢の麻痺等若しくは知覚異常、蛋白、関節痛若しくは筋肉痛が認められ、又はこれらの症状を訴える労働者	速やかに		鉛則56条	
特定化学物質健康診断	雇入れ時または配置替え時	特定化学物質等を製造し、若しくは取り扱う業務、又は製造禁止物質等を試験研究のために製造し、若しくは使用する業務に常時従事する労働者を雇入れるとき又は当該業務へ配置替えする時	雇入れ時 配置替え時	5年間保存 (特別管理物質を取り扱う業務は30年間保存)	必要なし 遅滞なく	特化則39条～41条
	定期	特定化学物質を製造し、若しくは取り扱う業務、又は製造禁止物質等を試験研究のために製造し、若しくは使用する業務に常時従事する労働者	6月以内ごとに1回、定期に実施			
	就業経験者	有害物質等を製造し、若しくは取り扱う業務に常時従事させたことのある労働者で、現に使用している者	(但し、胸部の엑스線直接撮影による検査は1年以内ごとに1回)			
	所見有者	雇入れ時又は配置替え時、定期及び就業経験者の健康診断の結果、異常の疑いがある者で、医師が必要と認める者	特に規定なし		遅滞なく (定期のものに限る)	
	緊急診断	特定化学物質等が漏洩し、労働者が当該物質に汚染され、又は当該物質を吸入したとき	遅滞なく			
電離放射線健康診断	雇入れ時または配置替え時	放射線業務に常時従事する労働者の雇入れ時又は当該業務への配置替えのとき	雇入れ時 配置替え時	30年間保存	必要なし	電離則56条～58条
	定期	放射線業務に常時従事する労働者	6月以内ごとに1回、定期に実施		実施後、遅滞なく(おおむね1月以内)報告	
石棉健康診断	雇入れ時または配置替え時	特定石棉等を製造し、若しくは取り扱う業務又は製造等禁止石棉等を試験研究のために製造し、若しくは使用する業務に常時従事する労働者の雇入れのとき又は当該業務への配置替えのとき	雇入れ時 配置替え時	30年間保存	必要なし	石棉則40条～43条
	定期	特定石棉等を製造し、若しくは取り扱う業務又は製造等禁止石棉等を試験研究のために製造し、若しくは使用する業務に常時従事する労働者	6月以内ごとに1回、定期に実施		実施後、遅滞なく(おおむね1月以内)報告	
	就業経験者	アモサイト、クロソライト若しくは石綿(アモサイト、クロソライトを除く、以下同じ。)若しくはその重量の1%を超えてアモサイト、クロソライト又は石綿を含有する製剤その他の物を製造し、取り扱う業務に常時従事させたことのある労働者で、現に使用している者				
じん肺健康診断	就業時	新たに常時じん作業に従事することになった労働者	その就業のとき			
	定期	常時じん作業に従事する者でじん肺管理区分が管理2又は管理3である者	1年以内ごとに1回、定期に実施	7年間保存 (じん肺健康診断の記録及び엑스線写真)	毎年、12月31日現在における健康診断の実施状況を翌年2月末日までに報告	じん肺法3条、7条～9条の2、じん肺則4条～12条
		常時じん作業に従事する者で上覧以外の者	3年以内ごとに1回、定期に実施			
		常時じん作業に従事させたことがある労働者で、現にじん作業以外の作業に常時従事しているものうち、じん肺管理区分が管理2である労働者	3年以内ごとに1回、定期に実施			
		常時じん作業に従事させたことがある労働者で、現にじん作業以外の作業に常時従事しているものうち、じん肺管理区分が、管理3である労働者	1年以内ごとに1回、定期に実施			
	定期外	関係条文を参照	遅滞なく実施			
離職時	関係条文を参照	離職前の実施が望ましいこと				